

牟岐ふるさと同窓会応援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、同級生の絆を強化し、ふるさとへの愛着を深めることによる関係人口の増加と地域の活性化に資することを目的に、町内で開催される同窓会に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、牟岐町補助金交付規則（昭和60年規則第3号）に定めるもののほか、この要綱に定める。

(対象となる同窓会)

第2条 補助金交付の対象となる同窓会は、次のすべてに該当するものとする。ただし、町長が必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 牟岐小学校、河内小学校、出羽小学校、牟岐中学校の卒業生で、学年単位で開催される20歳以上の同窓会であること。ただし、町外に住所を有する者が含まれていること。
- (2) 牟岐町内の飲食店等で開催される同窓会であること。
- (3) 同窓会参加者に町が提供するふるさと会やふるさと納税制度のパンフレットなどを配布すること。
- (4) 同窓会開催時の集合写真等を広報等へ掲載すること。

(補助金の額)

第3条 同窓会に対する補助金の額は、同級生一人当たり500円とする。ただし、同じ同窓会への補助金の交付は年度内1回とする。

(事前申込書)

第4条 同窓会世話人の代表者で補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、同窓会開催予定日の14日前までに、事前申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(内示)

第5条 町長は、前条の規定により提出された事前申込書を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、内示通知書（様式第2号）を申請者に通知する。

(交付申請書・実績報告書)

第6条 申請者は、同窓会を開催した日から起算して30日以内に補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 出席者名簿
- (2) 補助金請求書（様式第4号）
- (3) 利用した飲食店等の請求書または領収書の写し
- (4) 出席者がわかる集合写真

(補助金の額の決定・確定)

第7条 町長は、前条の規定により提出された補助金交付申請書兼実績報告書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び確定通知書（様式第5号）を申請

者に通知する。

（補助金の返還）

第 8 条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、または既に交付されているときは、補助金の返還を命ずる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽または不正な申請により補助金の交付を受けたとき。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 14 日より施行する。